

平成29年1月度実施 実技試験
中小事業主資産相談業務

実技試験（中小事業主資産相談業務）

次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

Aさんは、X株式会社（以下、「X社」という）のオーナー社長である。X社は、創業10年を迎えて、経営は軌道に乗り、安定的な業績を残せるまでに成長したが、従業員の離職率が高いことがAさんの悩みの種となっている。Aさんは、従業員の定着と優秀な人材を確保するための方策の1つとして、X社の福利厚生の実を図りたいと考えている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。X社の概要は、以下のとおりである。

〈X社の概要〉

資本金 : 3,000万円
業種 : 情報処理サービス業
 (中小企業退職金共済法におけるサービス業に該当)
従業員数 : 60人（常時雇用）
企業年金制度 : なし

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

(1)

Mさんは、Aさんに対して、中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という）と養老保険の活用について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ①「X社のようにサービス業に該当する株式会社が中退共に加入するためには、常時雇用する従業員数が100人以下または資本金の額が5,000万円以下という加入要件を満たす必要があります」
- ②「中退共の掛金は、所定の範囲内で従業員ごとに任意に選択できます。また、中退共に新たに加入する事業主は、加入後4カ月目から2年間、掛金月額のおよそ2分の1（上限5,000円）について国の助成が受けられます」
- ③「X社が、被保険者を全従業員、死亡保険金受取人および満期保険金受取人をX社とする養老保険に加入すれば、支払保険料のおよそ2分の1の金額を損金として処理することができ、かつ、従業員の退職金の原資を準備することができます」

(1)

① ○

設問のとおり。中退共に参加できる法人は業種により異なり、一定の要件（常用従業員数または資本金・出資金）を満たす必要がある。

サービス業の要件は、「常用従業員数 100 人以下または資本金・出資金 5,000 万円以下」であり、X 社はいずれの要件も満たしているため加入することができる。

② ×

中退共の掛金は、従業員 1 人につき月額 5,000 円以上 30,000 円以下の 16 種類（パートタイマーなどの短時間労働者の場合は 2,000 円以上 4,000 円以下の 3 種類）の範囲内で、事業主はそこから従業員ごとに任意に選択できる。

新たに中退共に参加する場合、事業主には加入後 4 ヶ月目から 1 年間、国から掛金月額額の 2 分の 1（従業員ごとに上限 5,000 円）を助成してもらえる。

③ ×

死亡・満期保険金受取人＝法人とする養老保険では、最終的に必ず法人が保険金を受け取ることができることから、支払保険料の全額を資産計上する。

被保険者を全役員・従業員とし、満期保険金受取人＝法人、死亡保険金受取人＝役員・従業員の遺族とする養老保険（福利厚生プラン（ハーフタックスプラン））では、支払保険料の 2 分の 1 を資産計上、残りの 2 分の 1 は福利厚生費として損金算入できるため、保険料の経費化により法人税負担を軽減しつつ、役員・従業員の退職金を準備することが可能である。

(2)

Mさんは、Aさんに対して、確定拠出年金の企業型年金（以下、「企業型年金」という）について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～⑤に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のイ～ヨのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「企業型年金を実施しようとするときは、労使合意に基づいて企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について（ ① ）の承認を受ける必要があります。

企業型年金を実施した場合、事業主は、規約に基づき、各加入者（従業員）の個人別専用口座に掛金を拠出します。また、規約で定めることにより、加入者も一定の範囲内で掛金を拠出することができます。事業主が拠出した掛金は全額を損金の額に算入することができ、加入者が拠出した掛金は全額が（ ② ）として所得控除の対象となります。

加入者が企業型年金から受け取る給付の額は、拠出された掛金の運用成果に応じて変動しますが、その運用成果については（ ③ ）が責任を負います。

給付には、老齢給付金、障害給付金、死亡一時金の形態があります。

老齢給付金は、通算加入者等期間が（ ④ ）年以上あれば、60歳から受け取ることができます。原則として年金として支給されますが、規約で定めることにより、一時金として受け取ることもできます。老齢給付金を一時金で受け取った場合は、（ ⑤ ）として課税の対象となります」

<語句群>

イ. 2	ロ. 5	ハ. 10	ニ. 内閣総理大臣	ホ. 厚生労働大臣
ヘ. 労働基準監督署長	ト. 社会保険料控除	チ. 生命保険料控除		
リ. 小規模企業共済等掛金控除	ヌ. 事業主	ル. 加入者		
ヲ. 事業主と加入者の双方	ワ. 一時所得	カ. 雑所得	ヨ. 退職所得	

(2)

企業型年金を実施しようとするときは、労使合意に基づいて企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について**(①ホ. 厚生労働大臣)**の承認を受ける必要があります。

確定拠出年金の企業型とは、厚生年金適用事業所の事業主が単独または共同で実施する年金制度で、主にその会社の従業員が加入対象者である。事業主が確定拠出年金の企業型を実施するときは、労使合意に基づいて企業型年金規約を作成し、厚生労働大臣の承認を受ける必要がある。

企業型年金を実施した場合、事業主は、規約に基づき、各加入者（従業員）の個人別専用口座に掛金を拠出します。また、規約で定めることにより、加入者も一定の範囲内で掛金を拠出することができます。事業主が拠出した掛金は全額を損金の額に算入することができ、加入者が拠出した掛金は全額が**(②リ. 小規模企業共済等掛金控除)**として所得控除の対象となります。

企業型年金の掛金は、事業主だけでなく従業員個人も掛金を拠出できるマッチング拠出も可能となっている。事業主が拠出した掛金は全額損金算入でき、加入者（従業員）が拠出した掛金は、小規模企業共済等掛金控除として所得控除できる（いずれも限度額まで）。

加入者が企業型年金から受け取る給付の額は、拠出された掛金の運用成果に応じて変動しますが、その運用成果については**(③ル. 加入者)**が責任を負います。

確定拠出年金は、将来の年金受取額が加入者自身の運用指図による運用実績に応じて増減するため、運用成果については加入者（従業員）自身が責任を負うことになる。

解説

老齢給付金は、通算加入者等期間が(④ハ、10)年以上あれば、60歳から受け取ることができます。原則として年金として支給されますが、規約で定めることにより、一時金として受け取ることもできます。老齢給付金を一時金で受け取った場合は、(⑤ヨ、退職所得)として課税の対象となります

確定拠出年金の加入者期間が、合算して10年以上あれば60歳から老齢給付金を受給できるが、10年に満たない場合は60歳よりも遅れて支給される。

確定拠出年金の老齢給付金は、年金として受給する場合は、公的年金等の雑所得として公的年金等控除が適用される。一時金として受給する場合は退職所得として退職所得控除が適用される。

(3)

Mさんは、目標額を準備するために必要な毎年の掛金の額（積立額）や一定額を均等に取り崩した場合の毎年の受取額を試算した。以下の文章の空欄①および②に入る最も適切な数値を、下記の係数表から適切な数値をそれぞれ1つ利用して求めなさい。なお、掛金は年1回拠出するものとし、税金や手数料等は考慮せず、〈答〉は円未満を四捨五入すること。

I 「1%で複利運用しながら30年後に1,500万円を準備するために必要な毎年の掛金の額（積立額）は、（ ① ）円と試算されます」

II 「1,500万円を1%で複利運用しながら10年間で均等に取り崩した場合、毎年受け取れる年金額は、（ ② ）円と試算されます」

<年利1%の各種係数>

	終価係数	現価係数	年金現価係数	減債基金係数
10年	1.1046	0.9053	9.4713	0.0956
20年	1.2202	0.8195	18.0456	0.0454
30年	1.3478	0.7419	25.8077	0.0287

(3)

① 430,500 (円)

一定期間一定利率で複利運用しながら目標額を積み立てる場合、毎年いくら積み立てるかを求めるためには、減債基金係数を使う。

よって、「15,000,000円 \times 0.0287=430,500円」となる。

② 1,583,732 (円)

現在の一定金額を一定期間で取り崩した場合の毎年の受取額を求めるためには、資本回収係数を使う。ところが、設問における係数表には、資本回収係数の記載がない。そこで、係数表にある、年金現価係数を用いる

○毎年受け取る年金額（取り崩す額） \times 年金現価係数=元金

※年金現価係数は、将来の一定期間にわたって一定額を受け取るために必要な元本を求めるときに使う係数である。

よって、

15,000,000円=年金額 \times 9.4713（10年・1%の年金現価係数）となり、

年金額は「15,000,000円 \div 9.4713=1,583,732円（円未満四捨五入）」となる。